

佐賀県

杵藤保健福祉事務所のしおり



平成28年度

も く じ

1	ようこそ！杵藤保健福祉事務所へ……………	1
	杵藤保健福祉事務所組織図……………	2
2	保健福祉事務所の業務内容	
	1) 企画経営課……………	3～4
	2) 福祉支援課	
	(1) 地域福祉担当……………	5
	(2) 母子保健福祉担当……………	6～7
	3) 健康推進課	
	(1) 精神保健福祉担当……………	8～9
	(2) 健康推進担当……………	10～12
	4) 衛生対策課……………	13
	5) 環境保全課……………	14
○	保健福祉事務所業務案内……………	15～16
○	県内保健福祉事務所及び県の保健福祉機関……………	17

1 ようこそ！杵藤保健福祉事務所へ

1) 佐賀県では、「保健所」と「県福祉事務所」を一緒にして、「保健福祉事務所」を設置しています。

保健福祉事務所は、保健・医療・福祉・環境に関するサービスを一体的に提供し、児童虐待や障害福祉など、保健と福祉の複合した問題に対する総合的な相談窓口として地域の皆さんをサポートします。

杵藤保健福祉事務所では、3市4町（武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町）を対象に、業務を行っています。

保健福祉事務所の主な仕事

健康危機管理

- ・健康被害の発生予防、拡大防止
- ・被害者への適切な医療の確保など

保健・福祉の相談サポート

- ・子育て・療育相談
- ・不妊・レディース健康相談
- ・児童虐待・DV等女性相談
- ・知的・身体・精神・難病等相談
- ・生活保護・母子・父子・寡婦福祉の相談サポートなど

医療・薬事

- ・医療に関する相談
- ・医療関係許認可
- ・医療従事者免許など

健康推進と病気の予防

- ・エイズ、肝炎相談
- ・食生活・栄養・栄養成分表示相談
- ・結核・感染症の予防
- ・がん予防・生活習慣病相談など
- ・特定給食施設指導など
- ・たばこ対策

食品・生活衛生

- ・食品衛生、飲料水に関する相談
- ・食中毒の予防
- ・旅館・理美容所等の許可等指導
- ・狂犬病予防、動物愛護業務など

環境保全

- ・環境保全の相談
- ・公害、浄化槽関係の届出の受付、監視指導など

保健福祉事務所で働く専門スタッフ

- | | | |
|----------|--------|---------|
| ・医師 | ・獣医師 | ・保健師 |
| ・薬剤師 | ・管理栄養士 | ・臨床検査技師 |
| ・診療放射線技師 | ・行政職員 | 等 |

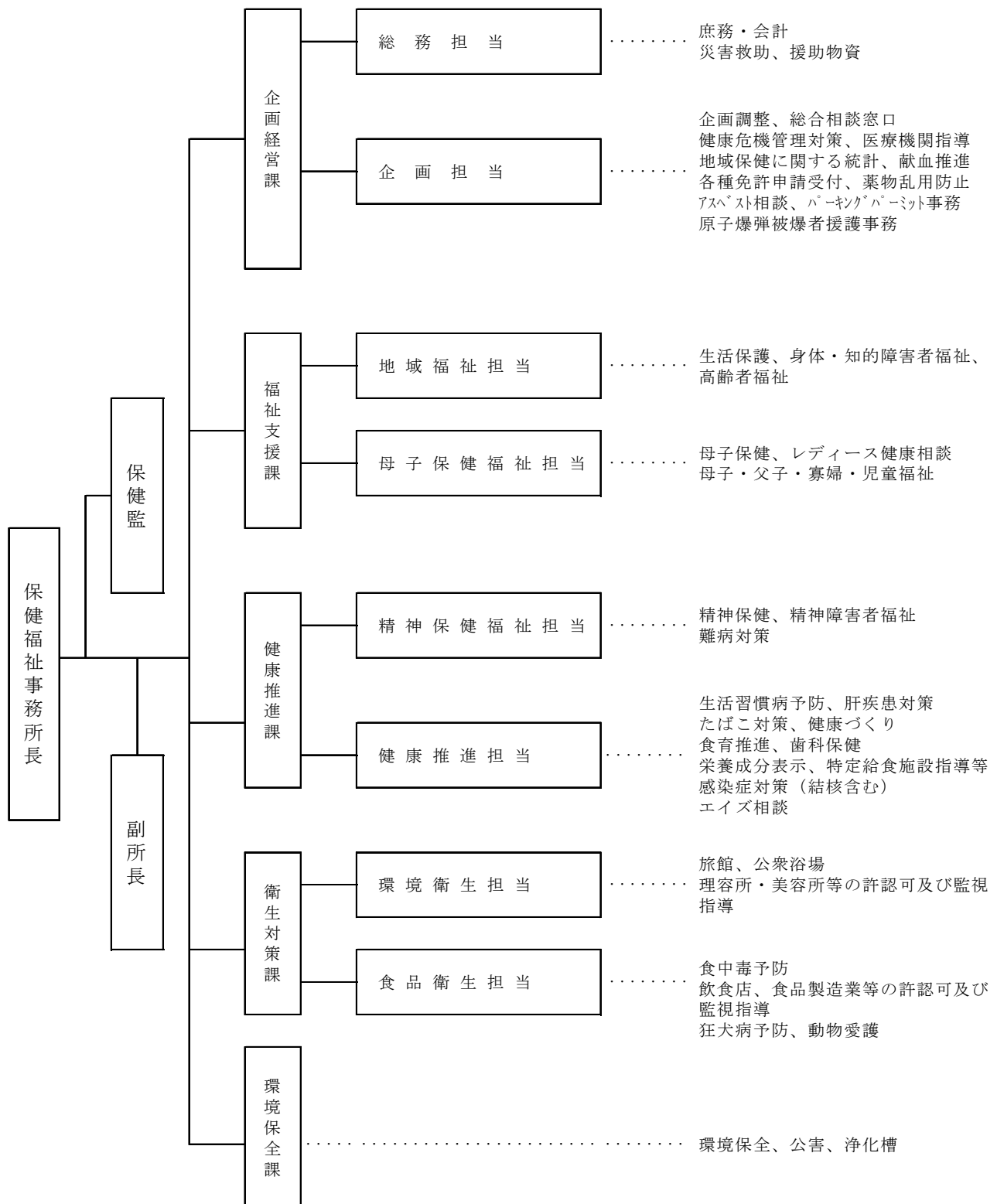
☆保健所

保健所は地域保健法に基づき、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るために設置されたもので、疾病の予防・健康増進・環境衛生等公衆衛生活動の中心的機関として、地域住民の生活と健康にきわめて重要な役割を担っています。

☆福祉事務所

福祉事務所は社会福祉法第14条に基づき、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は厚生措置に係る事務を行う社会福祉行政機関です。

2) 杵藤保健福祉事務所の組織



2 保健福祉事務所の業務内容

1) 企画経営課（企画担当、総務担当）

役 割

◆企画調整部門

保健福祉事務所内の横断的な企画調整を行うとともに、市町や関係機関団体との連携強化、情報の収集・提供など、各事業の円滑な推進を図るため、支援体制や連絡調整機能の充実に努めています。

◆安全・安心な医療に関する対策

医療機関に対する立入検査、医療従事者の免許に係る事務、医療に関する苦情や相談、及び医療機関の開設・変更に係る事務等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に努めています。

◆総務部門

保健福祉事務所の予算・決算等の会計事務、庶務一般事務を所掌しています。

また、災害により生活必需品を喪失した者に対しての給付及び貸与を行うために、災害救助用物資（毛布、トレーニングウェアなどの生活必需品）の保管を行っています。

主な事業

<①企画調整部門の主な事業>

事業名	業務内容等
地域医療協議会	・ 関係機関や関係団体の協議による、保健、医療サービスの提供体制の整備及び地域医療連携体制の構築等
地域医療構想調整会議	・ 南部構想区域における将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成に向けた協議
健康危機管理対策	・ 健康危機の予防及び発生等における各関係機関との連携体制整備 ・ 所内外に対する健康危機管理に関する研修会の実施
衛生統計	・ 人口動態調査、医療施設動態調査、地域保健事業報告等の各種衛生統計に係る事務及び分析
情報提供、広報	・ 地域保健に関する各種統計情報の収集、分析、市町等への提供や、広報誌の作成等による広報活動

<②安全・安心な医療に関する対策の主な事業>

事業名	業務内容等
医療体制の整備	・医療機関開設等の事務（病院、診療所の開設、変更に係る申請、届出等） ・医療機関立入検査（病院、診療所に対する立入検査を行い、必要に応じて指導を行う） ・救急医療体制の整備推進
医療安全支援センター	・医療に関する苦情や相談に対応し、患者や家族と医療機関との信頼関係の構築を支援

関係法規：医療法

<③その他の主な事業>

事業名	業務内容等
各種免許事務	・医療関係（医師、薬剤師、看護師、准看護師等）、管理栄養士、栄養士、調理師などの免許に係る事務
薬物乱用防止	・薬物乱用防止のための普及啓発及び不正けし等の抜去指導
献血事業推進	・献血推進のための普及啓発と企業、団体等への協力依頼
原子爆弾被爆者援護事務	・原子爆弾による被爆者であることを示す被爆者健康手帳の交付（被爆者は手帳を提示すれば、一般疾病医療機関において、医療費の患者自己負担をせずに医療が受けられる） ・被爆者の健康管理のための、定期健康診断の実施 ・介護保険サービスの自己負担分への助成及び各種手当（医療特別手当、健康管理手当、葬祭料等）の申請受付
石綿被害救済法関係事務	・アスベストに関する健康・救済給付相談 ・石綿による健康被害の救済給付認定申請受付
臓器移植推進事業 角膜移植推進事業 骨髄移植推進事業	・移植医療に関する知識の普及啓発 ・提供者の募集及び登録、移植希望者（角膜・骨髄）の登録
パーキングパーミット推進事業	・パーキングパーミット（障害者用駐車場利用証）の交付 ・パーキングパーミット新規協力施設への協力依頼
学生実習指導	・保健師、看護師等の資格取得を目指す学生等の地域実習の受入 ・実習指導計画の作成と所内各部門との調整
保健福祉業務連絡会	・市町の保健、福祉や関係者を対象に連絡調整及び業務の充実や資質の向上を図るための調整会議

関係法規：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

関係法規：臓器の移植に関する法律

2) 福祉支援課

(1) 地域福祉担当

役 割

◆ 生活保護の実施

生活に困窮されている方に対して、その困窮の状況と程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を確保するための経済的な援助を行うとともに、保護受給者の方が自分の力で生活できるよう手助けをして、その自立を支援します。

なお、杵藤保健福祉事務所の所管は杵島郡（大町町、江北町、白石町）及び藤津郡（太良町）であり、武雄市、鹿島市及び嬉野市の区域はそれぞれの市の福祉事務所が所管しています。

◆ 県生活困窮者自立支援事業の推進

しごとや生活に困られている方の生活・就労・家計管理・子どもの学習支援等のサポートを行う県自立相談機関の案内や、同機関を通じて申請をしていただく佐賀県住居確保給付金の支給事務を実施しています。

◆ 地域福祉等の推進

障害者の自立支援のために、障害者地域生活支援ネットワークを構築し、相談支援体制の整備等を推進しています。その他、援護関係（戦没者追悼など）の業務を行っています。

主な事業

事業名	根拠法令	業務内容等
生活保護の実施	生活保護法	- 生活保護の決定の流れ - 相談 - 手続 ①申請 ②調査 ③決定 ④通知 - 自立支援 就労自立、日常生活自立を必要としている受給者に対して、状況に応じた支援を行うために自立支援プログラムの実施
佐賀県住居確保給付金の支給事務	生活困窮者自立支援法	- 佐賀県生活自立支援センターを通じて行われる申請の審査・決定 - 対象者への「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付 - 給付金の支給
障害者地域生活支援ネットワーク推進事業	障害者総合支援法	障害者の地域生活を支援するため、相談支援体制の整備の助言

(2) 母子保健福祉担当

役 割

◆母子保健

小児慢性特定疾病医療費や不妊治療助成事業などの医療給付を行うとともに、市町の母子保健事業に対し専門的・技術的な指導・助言を行い、より専門的なサービスが必要な障害児・慢性疾患児等に対しては、保健福祉事務所が直接的支援を行います。

◆母子福祉

ひとり親家庭やDV等の各種相談に応じ、日常生活支援や経済的自立支援を行います。

◆児童福祉

要保護児童・子ども虐待等の相談、市町の要保護児童対策協議会等へ参加し、家庭児童問題に関する支援を行います。

主な事業

<① 母子保健の主な事業>

事業名		業務内容等
不妊の悩み支援事業		・不妊で悩む夫婦等に対し、気軽に相談することのできる体制を整備するとともに、専門的な相談や情報提供等、不妊で悩む夫婦への健康支援を実施
達すこやか療育発達相談指導事業	療育発達相談事業	・身体機能に障害のある児童又は機能障害を招来するおそれのある児童を早期発見し、適切な治療上の指導を実施
	ことばの相談	・ことばの発達に不安のある児と保護者に対し、個別相談・指導を行い、早期療育につなげ、健全な発達・発育を支援するとともに保護者への育児支援を実施
長期療養児童等自立支援事業		・小児慢性特定疾病等により長期療養を必要とする児童について、日常生活における健康維持増進及び福祉の向上を図るため適切な療養指導を実施
難聴児療育支援事業		・新生児聴覚検査及び乳幼児健診、医療機関等での聴覚検査の結果、要精密又は難聴と診断された乳幼児及びその保護者に対する家庭訪問や保護者連絡会の実施
先天代謝異常等要フォロー児の事後指導		・医療機関等から先天代謝異常等要フォロー連絡があった児に対し家庭訪問や相談等を実施
思春期からの健康支援事業		・思春期にある者からの相談や性（生）教育の実施。また生涯を通じた女性への健康支援を行う者に対する研修会の実施
医療給付	小児慢性特定疾病医療費支給	・子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となるため治療の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分の一部又は全額を補助
	結核児童療育事業	・結核に罹患している児童に対して入院の医療給付及び学用品等を支給
	不妊治療助成事業	・不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的に負担を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成

関係法規：母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法

2 <②母子福祉の主な事業>

事業名	業務内容等
ひとり親家庭相談・調査・指導	・ひとり親家庭からの各種相談（電話、来所、訪問等）に応じ、自立支援（就労、求職等に関する支援等）を実施 ・DV相談の実施
母子父子寡婦福祉資金貸付及び償還指導	・母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談を受け付け、貸付金の決定、支払い、償還指導を実施
ひとり親家庭自立支援給付金支給	・自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給に関する相談及び申請書受付の実施
母子生活支援施設・助産施設入所措置及び入所者負担金徴収	・入所希望者に対する相談、面接、施設との連絡調整、申請受付、入所決定 ・入所者の所得に応じ、入所者負担金の決定や徴収

関係法規：母子及び父子並びに寡婦福祉法、 児童福祉法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

<③児童福祉の主な事業>

事業名	業務内容等
家庭児童相談	・各種相談 ・要保護児童・子ども虐待に係る通告の受理及び児童相談所への送致の実施 ・児童相談所の依頼による調査、指導の実施 ・児童相談所、市町との連携による訪問等の実施
家庭児童問題に関する助言等支援	・市町要保護児童対策地域協議会等への参加 ・家庭をサポートするため、学校、民生児童委員、医療機関等関係機関との連携 ・市町児童福祉担当者の研修会や連絡会の開催

関係法規：児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律

3) 健康推進課

(1) 精神保健福祉担当

役 割

◆精神保健福祉

精神障害の発症当初から社会復帰に至るまでの一貫した保健サービスを提供します。
また、地域住民のこころの健康の保持増進を図るための諸活動を行います。

◆難病

原因不明で治療方法が確立していない難病に罹患している患者等に対して、専門的な保健サービスの提供をします。また、サービスが難病患者の生活の場で提供できるよう必要に応じて保健・医療・福祉間の連絡調整をし、難病患者在宅療養支援のネットワークづくりに努めます。

主な事業

<①精神保健福祉の主な事業>

事業名	業務内容等
指定医による精神診察	・自傷他害のおそれ等で通報された者に対し、2名の精神保健指定医の診察による措置入院の可否の決定 ・自傷他害のおそれはないが、直ちに入院させなければ本人の病状に著しく悪影響を及ぼし、自傷他害に至るおそれがあると判断された場合に、1名の精神保健指定医の診察による医療保護入院のための移送の可否の決定
自立支援医療費の支給	・精神疾患（法律で定められたもの）を有する者で、通院による継続した精神医療を要する者に対して医療費の支給
精神障害者保健福祉手帳の交付	・福祉サービスや税の控除、施設割引等の各種支援策を受けられるよう、精神障害者保健福祉手帳の交付
自殺予防対策事業	・自殺の大きな原因であるうつ状態に主眼を置き、こころの相談や自殺予防キャンペーン等の実施、「自殺予防研修会」や「ゲートキーパー養成」など自殺予防に係る普及啓発を行い、地域に根ざした自殺予防対策の推進
精神障害者家庭訪問指導	・保健師の家庭訪問による相談及び指導、助言
精神保健福祉相談（こころの相談）	・精神障害者・家族及び一般住民を対象とし、専門医・保健師による心の悩みや家庭の問題、精神科医療全般（薬物・アルコール・認知症等を含む）の相談
杵藤地区精神ネットワーク協議会	・精神障害者支援に関わる関係機関の情報交換・ネットワークづくり

関係法規：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
障害者総合支援法
自殺対策基本法

<②難病の主な事業>

事業名		業務内容等
特定医療費支給認定		・対象疾患に罹患している人の医療費自己負担分の一部を公費負担することにより患者の経済的負担を軽減するとともに、原因の究明・治療方法の開発等を促進
難病患者地域支援対策推進事業	医療相談	・難病患者や家族を対象に専門医による面接相談等を行い、病気に対する理解や不安の軽減・適正な療養についての助言
	訪問相談・指導事業	・人工呼吸器装着や全介助を要する在宅の重症難病患者は、24時間の介護を要するため、患者及び家族の肉体的・精神的負担が大きい。このため、医療相談事業等に参加できない患者・家族宅を保健師が訪問し、日常生活や療養上の悩みについて個別の相談、指導、助言
	訪問相談員育成事業	・難病患者相談事業に従事する保健師、看護師、福祉関係事業所職員又は、難病団体等で相談事業に従事している者を対象に患者のケア等を中心に研修の実施
難病医療提供体制整備事業		・管内の関係機関が、難病患者の支援に協力・連携していくための体制づくりの推進

関係法規：難病の患者に関する医療等に関する法律
 難病特別対策推進事業実施要綱
 保健医療局長通知、健康局長通知

(2) 健康推進担当

役 割

◆健康増進・栄養改善

市町、保健・医療団体、職域保健関係者と連携しながら、栄養・食生活の改善、運動の普及、たばこ対策等に取り組み、住民の健康づくりや生活習慣病予防対策を行います。

◆肝炎対策

肝がんの主な原因とされるC型肝炎対策を中心に、肝炎ウイルス検査や肝炎治療費助成事業を実施し、肝炎対策を推進します。

◆歯科保健

障害・難病者等の歯科保健事業を実施しています。また、市町と連携を図りながら住民の生涯を通じた歯科保健対策を推進します。

◆感染症対策

感染症対策の基本は、感染源・感染経路・感受性（感染状態を起こす可能性）対策です。この3要素を踏まえて地域における予防活動を実践するためには、保健所の有する専門職種と検査機能が重要な役割を担っています。

患者発生時に迅速に情報を収集し、疫学調査を行って感染源及び感染経路を特定するとともに、関係機関との連携・調整のもと、ハイリスクの集団を把握して感染者の早期発見や感染拡大防止を行います。

また、感染の未然防止を図るため社会福祉施設等の巡回指導及び正しい知識の普及啓発活動を行います。

主な事業

<① 健康増進・栄養改善の主な事業>

事業名	業務内容等
地域・職域連携推進事業	・協議会の開催及び関係者の研修（生涯を通じた継続的な健康づくりを支援するため、健康情報の共有や保健事業の協働実施等に関すること）
健康プラン人材育成事業	・栄養業務検討会の開催（対象：市町行政管理栄養士等） ・地区組織（食生活改善推進協議会等）の自立支援及びリーダー養成
健康・栄養関係調査	・国民健康・栄養調査（毎年11月）※国が都道府県に委託して実施 ・県民健康・栄養調査（概ね5年毎） ・県民健康意識調査（概ね5年毎）
特定給食施設指導	・特定給食施設従事者研修会の開催 ・特定給食施設における入所者の栄養管理等に関する実地指導 ・施設の栄養管理担当から相談・指導
糖尿病予防対策事業 （食の環境整備事業）	・糖尿病疾病管理の強化（栄養体制の充実を図るためのセミナーの開催） ・健康づくり協力店の登録及び活用の推進 ・食の環境整備に関する検討会の開催
たばこ対策事業	・禁煙・完全分煙認証施設制度の推進 ・防煙教育の推進 ・受動喫煙防止に関する普及啓発
学生実習指導	・管理栄養士等の資格取得を目指す学生等の公衆栄養学実習の受入 ・実習指導計画の作成と所内各部門との調整

<② 肝炎対策の主な事業>

事業名	業務内容等
肝炎ウイルス検査	・ 肝炎ウイルス検査の実施（指定医療機関、保健福祉事務所） （対象：20歳以上）
肝炎治療費助成事業	・ B型、C型ウイルス性肝炎のインターフェロン等治療及び核酸アナログ製剤治療に係る費用の一部助成
杵藤地区肝がん撲滅対策委員会	・ 肝炎ウイルス検査受診率の向上や早期治療のための対策についての検討 ・ 医師会、市町等関係者で組織する対策委員会や作業部会の開催
肝炎ウイルス精密検査費助成事業	・ B型、C型肝炎ウイルス検査における陽性者への精密検査受診費用の助成（精密検査の受診及びウイルス性肝炎の適正医療の促進）
肝疾患定期検査費補助事業	・ B型、C型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して、定期検査費を助成（専門医療機関への定期的なフォローアップ）

関係法規：健康増進法・肝炎対策基本法

<③ 歯科保健の主な事業>

事業名	業務内容等
障害者・難病患者等歯科保健事業	・ 心身障害者（児）及び難病患者への歯科相談事業の実施 ・ 歯科保健医療ネットワーク検討会及び研修会の開催

関係法規：歯科口腔保健法

<④感染症対策の主な事業>

事業名	業務内容等
感染症発生動向調査 (感染症サーベイランス)	・ 1～4類感染症と5類感染症全数把握対象疾患について、全ての医療機関で発生した場合は、発生届出により情報を探知。 ・ 5類感染症定点把握対象疾患については、定点医療機関から毎週報告を受け、コンピューターオンラインシステムにより、集計報告する。(集計結果は毎週水曜日に佐賀県分、毎週金曜日に全国分が公表される。) ・ 感染症情報収集システム(学校欠席者情報収集システム)による報告からも流行状況を把握し、まん延予防に役立てる。
感染症予防事業	・ 感染症予防及び発生時の拡大防止対策 (積極的疫学調査、集団発生報告時の指導助言、一類感染症等の移送 等) ・ 新型インフルエンザ対策 ・ 厚労省健康局長通知「社会福祉施設における感染症発生時に係る報告について(H17.2.22付)」による感染症集団発生(10名以上又は半数以上)への対応 ・ 社会福祉施設等の感染症予防巡回指導 ・ 健康教育(感染症予防講演、手洗いチェッカー等の貸出)
結核対策事業	・ 正しい知識の普及啓発 ・ 結核定期健診の推進 ・ 結核患者の登録管理及び医療費の公費負担制度 ・ 接触者健診による早期発見 ・ 結核患者・家族等への訪問指導(DOTS/コホート事業含む)
エイズ対策事業 特定感染症予防事業	・ 正しい知識の普及啓発 高校生等に対するエイズ予防健康教育(管内高校1年生等) エイズ検査普及週間(6月) } キャンペーン 世界エイズデー(12月) ・ エイズ相談(電話・面接) ・ HIVスクリーニング検査(梅毒・クラミジア検査) ・ HTLV-1検査
予防接種対策事業	・ 予防接種に関する相談、指導 ・ 予防接種過誤報告による被害調査

関係法規：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
予防接種法

4) 衛生対策課 (環境衛生担当、食品衛生担当)

役 割

◆環境衛生

一つの施設を不特定多数の人が利用する場合、その施設の衛生管理の不足により感染症等の健康被害が発生することのないよう衛生管理の指導に努めます。

その他生活に関係する様々な健康被害発生防止に関する業務を行います。

◆食品衛生

飲食物に起因する健康被害の発生を防止するため、飲食店、食品製造所等の許可、食品関連施設の監視・指導及び県内を中心に流通している食品の検査等を通じ、食品の安全、衛生の向上に努めます。

◆狂犬病予防、動物愛護

わが国では昭和30年代初めに最後に狂犬病の発生はあっていませんが、海外では未だに多くの人命が失われる恐ろしい感染症の一つです。

狂犬病のまん延による人の健康被害を防止するために、犬の登録、予防注射などの啓発を行います。

また、犬、ねこなどの愛玩動物について、これらの動物は「命あるものとして」、生涯適正な飼養がなされるよう動物愛護について啓発を行います。

主な事業

事業名	根拠法令	業務内容等
生活衛生事業	興行場法、公衆浴場法 旅館業法、理容師法 美容師法、クリーニング業法	・興行場、公衆浴場、旅館、理容所、美容所、クリーニング所の許可等及び監視指導
建築物環境衛生事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・相当規模を有し、多数の者が使用する建築物の衛生確保指導 ・建築物衛生管理業の登録及び指導
水道事業	水道法 飲用井戸等衛生対策要領 遊泳用プールの衛生基準	・上水道、簡易水道、専用水道等の適切な管理運営の指導 ・飲用井戸等の衛生指導 ・遊泳用プールの指導
化製場等に関する事業	化製場等に関する法律	・化製場又は死亡獣畜取扱場の許可及び指導 ・指定区域内での動物の飼養の許可及び指導
食品衛生事業	食品衛生法	・食品営業施設等の許可及び監視指導 ・食中毒予防と食品衛生思想の普及啓発 ・流通食品の監視指導、取締り等 ・食品表示の相談 ・食中毒及び苦情処理等
狂犬病予防事業	狂犬病予防法	・犬の捕獲・抑留、咬傷事故調査等
動物愛護管理事業	動物の愛護及び管理に関する法律	・動物取扱業登録及び指導 ・犬、ねこの多頭飼養届及び指導 ・所有者の判明しない犬、ねこの引き取り ・特定動物の飼養の許可及び管理指導 ・苦情処理

5) 環境保全課

役 割

◆環境保全

環境保全の推進を図るための対策や指導等を行い、人の健康や安全の確保に努めます。
生活排水対策を重点的に推進します。

主な事業

<環境保全の主な事業>

事業名	根拠法令	業務内容等
事業場の監視指導	水質汚濁防止法 大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法	・ 汚水等排出施設やばい煙発生施設等を有する事業場の立入検査の実施、排出基準及び適正な維持管理が遵守されるための監視・指導
地下水調査	水質汚濁防止法	・ 有害物質による地下水汚染の監視のため、地点を選定及び水質調査の実施
水質・大気関係 特定施設の届出等	水質汚濁防止法 大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 フロン回収破壊法	・ 汚水やばい煙を発生させる特定施設に係る設置届等の受付、審査、指導の実施 ・ オゾン層の保護、地球温暖化の防止のための特定事業者への登録指導
環境保全教育の 普及啓発	環境基本法	・ 水生生物調査、生活排水対策などの住民の環境保全活動の補助 ・ 環境保全に係る広報及び啓発活動
浄化槽業務	浄化槽法	・ 浄化槽設置届の審査 ・ 浄化槽設置後の適正な維持管理及び法定検査受検の指導 ・ 合併処理浄化槽設置普及啓発
苦情処理	関係法律	・ 住民等からの苦情などに対し、関係法令に基づき、関係機関と協力しながら原因施設への立入調査による解決に向けた指導

杵藤保健福祉事務所業務案内

分 類	業 務	曜 日	時 間	予 約	担 当
こころ	こころの相談(精神科医師)	毎週水曜日	午後	要	精神保健福祉担当 Tel 0954-22-2105
こども	不妊相談	随時			母子保健福祉担当 Tel 0954-23-3174
	ことば相談	第2木	13:00～	要	
	療育相談	第4火(偶数月)	13:00～	要	
からだ	レディース健康相談	随時			健康推進担当 Tel 0954-22-2104
	HIV相談	火	9:00～11:00		
	HIV相談(夜間)	第1火	17:00～19:00		
	結核接触者健診(QFT検査)	随時		要	企画担当 Tel 0954-22-2103
	骨髄バンク登録相談	木	9:00～11:00	要	
	アスベストに関する健康・救済給付相談	随時			
	肝炎ウイルス検査・相談	第1・3火	9:00～11:00	要	健康推進担当 Tel 0954-22-2104
	肝炎ウイルス検査・相談(夜間)	第1火	17:00～19:00	要	
	肝炎治療費助成申請受付	随時			
くらし	栄養成分表示相談	随時		要	食品衛生担当 Tel 0954-23-3501
	所有者の判明しない犬・ねこの引取り相談 ※所有者からの引取り:脚注参照	月、水	9:30～11:30		
	食品衛生相談	随時			
	身近な生活衛生相談	随時			環境衛生担当 Tel 0954-23-3501
	飲料水の相談	随時			
	環境衛生営業相談	随時			
	環境保全に関する相談	随時			環境保全担当 Tel 0954-23-3506

※ 法改正に伴い、平成25年9月1日から、原則、所有者からの犬・ねこの引取りは、行っておりません。

分 類	業 務	曜 日	時 間	予 約	担 当
ふくし	生活保護に関する相談(杵島郡・藤津郡)	随時			地域福祉担当 Tel 0954-23-3175
	パーキングパーミット利用証交付	随時			企画担当 Tel 0954-22-2103
	DV等女性相談	随時			母子保健福祉担当 Tel 0954-23-3174
	母子・父子・寡婦・児童福祉相談	随時			
免許	医療従事者各種免許手続	随時			企画担当 Tel 0954-22-2103
	管理栄養士、栄養士、調理師免許手続	随時			
	製菓衛生師免許手続	随時			
	クリーニング師免許手続	随時			
各種給付	小児慢性特定疾患疾病医療費支給	随時			母子保健福祉担当 Tel 0954-23-3174
	不妊治療費の助成	随時			
	ひとり親家庭自立支援給付金	随時			
	特定医療費(指定難病)支給認定申請	随時			精神保健福祉担当 Tel 0954-22-2105
	結核医療費公費負担申請	随時			健康推進担当 Tel 0954-22-2104
	原子爆弾被爆者援護	随時			企画担当 Tel 0954-22-2103
その他	医療安全に関する相談	随時			

県内保健福祉事務所及び県の保健福祉機関

保健福祉事務所名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
佐賀中部保健福祉事務所	(0952) 30-1321	(0952) 33-4627	849-8585	佐賀市八丁畷町 1-20
鳥栖保健福祉事務所	(0942) 83-2161	(0942) 84-1849	841-0051	鳥栖市元町字横田 1234-1
唐津保健福祉事務所	(0955) 73-4185	(0955) 75-0438	847-0012	唐津市大名小路 3-1
伊万里保健福祉事務所	(0955) 23-2101	(0955) 22-3829	848-0041	伊万里市新天町坂口 122-4
杵藤保健福祉事務所	(0954) 22-2103	(0954) 22-4573	843-0023	武雄市武雄町昭和 265
機 関 名	電話番号	郵便番号	住 所	
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	(0952) 73-5060	845-0001	小城市小城町 178-9	
衛 生 薬 業 セ ン タ ー	(0952) 30-5009	849-8585	佐賀市八丁畷町 1-20	
環 境 セ ン タ ー	(0952) 30-1616	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝 119-1	
総 合 福 祉 セ ン タ ー	(0952) 26-1212	840-0851	佐賀市天祐 1-8-5	

利用できる電話相談

相 談 内 容	電 話 番 号	実 施 機 関 名
佐賀こころの電話 精神科救急医療相談 エイズホットライン エイズテレフォンサービス 小児救急医療電話相談窓口 (※19時～23時まで)	(0952) 73-5556 (0952) 20-0212 (0952) 33-7788 (0952) 29-1132 プッシュ回線・携帯電話 #8000 (プッシュ回線以外) (0952) 30-1255 (0952) 33-2298 0120-106-896	佐賀県精神保健福祉センター 佐賀県障害福祉課 佐賀中部保健福祉事務所 佐賀県健康増進課 佐賀県・佐賀県救急医療協議会
不妊専門相談センター 妊娠 SOS ホットライン (毎週火曜日 11時～15時)	(0952) 26-0018 (0952) 26-1212 (FAX) 23-4679	佐賀中部保健福祉事務所 国立病院機構 佐賀病院
女性総合相談 心身に障害のある方の相談 婦人の悩みごと 子ども家庭 110 番電話相談 障害者 110 番	(0952) 23-4152 (0952) 24-8110	県立男女共同参画センター (アバンセ) 佐賀県総合福祉センター 〃 〃 〃
生活困窮について 献血について 麻薬・覚せい剤の相談 高齢者の悩みごと 介護や福祉用具について 廃棄物 110 番 (不法投棄、野焼きなど) がんの悩み相談ダイヤル	(0952) 20-0095 (0952) 32-1011 (0952) 26-9110 (0952) 30-2565 (0952) 31-8655 0120-26-5301 0120-24-6388 携帯電話からは (0952) 27-4666 (0952) 34-3731 (0952) 97-9632	佐賀県生活自立支援センター 佐賀県赤十字血液センター 佐賀県警察本部 佐賀県シルバー情報相談センター 佐賀県介護実習普及センター 佐賀県循環型社会推進課 佐賀県総合保健協会
肝臓相談センター 難病相談		佐賀大学医学部附属病院 佐賀県難病相談・支援センター

